

教 職 第 6 7 2 号
平成11年3月30日

各県立高等学校長 様

教育局管理部教職員課長

兼務手当の取扱いについて（通知）

学校職員の特殊勤務手当の運用について(平成11年3月31日付け教職第670号)第2において規定する内容の細部について下記のとおり定めますので、平成11年4月1日以降下記に定めるところにより実施してください。

なお、昭和51年2月28日付け教学二第348号は廃止します。

記

- 1 第2の1(1)の「各教科科目の授業」には、次に掲げる当該授業に付随する業務を含むものとする。
 - (1) 兼務校において従事する担当授業科目に係る試験問題の作成、試験監督及び成績評価に関すること。
 - (2) 兼務校において従事する担当授業科目に係る教材研究に関すること。
- 2 第2の3の「準備及び後始末」には、養護教諭又は養護助教諭が行う健康診断票の作成及び管理並びに生徒の健康相談に関することは含まないものとする。